新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①(外国人への支援)

[生活維持に係る支援]

低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金

○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援 を行う観点から、児童1人当たり一律5万円を支給

【ひとり親世帯分】

- ○対象者:①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者(中長期在留者等の外国人を含む。)※申請不要
 - ②公的年金等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(中長期在留者等の外国人を含む。)※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
 - ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者(中長期在留者等の外国人を含む。)

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

- ○対象者:①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均 等割が非課税である者(中長期在留者等の外国人を含む。)※申請不要
 - ②①のほか、対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する者(中長期在留者等の外国人を含む。)
 - ※令和3年4月以降令和4年2月までに生まれる新生児も対象とする。
 - ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税で ある者と同様の事情にあると認められる者

高等教育修学支援

- ○家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- ○対象者:授業料等の支払いが困難である学生(外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)等の減免を行った市町村等への支援 ○対象者:国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者(中長期在留者等の外国人を含む。)

国民年金保険料の免除

- ○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- ○対象者:国民年金の被保険者(中長期在留者等の外国人を含む。)

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- ○感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- ○NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- ○対象者:電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者(中長期在留者等の外国人を含む。)

個人向け緊急小口資金等の特例貸付

【緊急小口資金】

- ○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付(貸付上限額:20万円以内)
- ○対象:休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(中長期在留者等の 外国人の世帯員がいる世帯を含む。)

【総合支援資金】

- ○生活の立て直しが必要な場合に継続して支援 (2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内)
- ○対象:低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(中長 期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。)

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- ○離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- ○対象者:離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満た す者(中長期在留者等の外国人を含む。)

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- ○公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者 に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- ○UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施 ○対象者:公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者(中長期在留者等の外国人を含む。)

[生活維持に係る支援]

※青字をクリックするとHPに飛びます

生活保護

- ○現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住 居費等の必要な保護を実施
- ○対象者:資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方(外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者(永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等)に限る。)

[事業継続に係る支援]

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

○地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

国税・地方税徴収の猶予制度

- ○1年間、徴収・納付猶予(分割納付)できる制度(状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。)
- 延滞税が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある(国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。)。
- ○対象者:新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税することが困難な者(中長期在留者等の外国人を含む。)

[就労に係る支援]

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ○アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- ○休業等の上限額・助成率の引上げ(上限額は最大15,000円、助成率は最大100%)
- ○対象:感染症の影響を受ける事業主(中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。)

<u>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金</u>

- ○新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト労働者のうち、 休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- ○休業前賃金の原則80% (月額上限33万円、休業実績に応じて支給)
- ○対象者:新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者と 大企業に雇用されるシフト労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかっ た労働者(雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。)

雇用保険の求職者給付

- ○失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- ○対象者:雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者(中長期在留者等の外国人を含む。)

実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- ○解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- ○在留資格「特定活動(就労可) | の付与(更新可)、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- ○対象者:感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技 能実習生等

[在留関係諸申請に係る取扱い]

在留資格認定証明書の有効期間等の延長 [更新]

【在留資格認定証明書の有効期間の延長】

- ○在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う(令和3年7月5日変更)。
- ・作成日が2020年1月1日から2021年7月31日まで \rightarrow 2022年1月31日まで
- ・作成日が2021年8月1日から2022年1月31日まで → 作成日から「6か月間」有効
- ※なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が別途指定する日までに在留資格認定証明書 交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの在留資格認定証明書(原本又は写し)及び②受入機関等が作成した 理由書を提出すれば速やかに新たな在留資格認定証明書を交付する。

【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】

○入国制限措置が解除された日の6か月後以降、出入国在留管理庁が別途指定する日までに査証申請した者は、再度日本 に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

帰国困難者等への対応

○感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可(短期滞在者等への資格外活動許可を 含む。)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②(受入れ機関への支援)^{令和3年8月1日現在}

[雇用維持・事業継続に係る支援]

雇用調整助成金の特例措置の拡大

○アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大

○休業等の上限額・助成率の引上げ(上限額は最大15,000円、助成率は最大100%)

○対象:感染症の影響を受ける事業主(中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。)

両立支援等対応助成金(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

○小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別有 給休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主を助成

労働者1人当たり5万円

1事業主につき10人まで(上限50万円)

○対象:新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者が取得できる特別有給休暇を規定し、小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを導入・社内周知し、労働者1人につき特別有給休暇を4時間以上取得させた事業主

※法定の年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

○介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計 5 日以 上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成

労働者1人当たり

取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円

取得した休暇日数が合計10日以上 35万円

※1中小企業事業主当たり5人まで支給

○対象:新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主

※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得に係る助成金

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性 労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、一定の休暇を取得させた事業主に対して助成

○対象:事業主(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を整備し、社内に周知し、当該休暇を取得させた場合)

制度導入に係る助成:新たに制度を整備・周知し、5日以上の休暇取得者が出たとき 15万円(1回限り)制度利用に係る助成:20日以上の休暇取得者が出たとき 28.5万円(5人まで)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

○地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

[資金繰りに係る支援]

中堅・大企業の資金繰り支援

- ○指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローン等を通じ た危機対応業務を実施
- ○対象:中堅企業、大企業(外国人を雇用する企業を含む。)

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- ○感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- ○対象:中小企業、小規模事業者(外国人を雇用する企業を含む。)等、フリーランスを含む個人事業者(中長期在留者 等の外国人を含む。)

資本性資金供給

- ○キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
- ○対象:中小企業、小規模事業者(外国人を雇用する企業を含む。)等、フリーランスを含む個人事業者(中長期在留者 等の外国人を含む。)

[税制措置、支払猶予等]

※青字をクリックするとHPに飛びます

国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度

- ○1年間、徴収・納付猶予(分割納付)できる制度(状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。) 延滞税(金)が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある(国税、厚生年金保険料等については原則不要。地方税 については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。)。
- 【○対象者:新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税、納付することが困難な者(外国人を雇用する企業を含む。)

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- ○新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方などについて、健康保険・ 厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能
- ○対象者:次の①~③のいずれかに該当する方が対象(被保険者資格を有する外国人を含む。)
 - ①令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

(届出期間は令和3年1月末をもって終了)

(※次の全てに該当する方が対象)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む。)があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- ②令和2年8月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例 (令和2年8月から12月までを急減月とするものの届出期間は令和3年2月末をもって終了) (※次の全てに該当する方が対象)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む。)があったことにより、令和2年8月から令和3年3月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- ③令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例 (※次の全てに該当する方が対象)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業 (時間単位を含む。) があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
 - ・令和2年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

<u>電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請</u>

- ○感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- ○NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- ○対象者:電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者(外国人を雇用する企業を含む。)